

PTA手帳

令和8年度



市が洞小PTA



目次

市が洞小PTAのページ

PTAとは	1
活動方針	2
市が洞小PTA組織と活動紹介	3
活動計画(案)	4
PTA活動 ボランティア サークル紹介とご案内	5
市が洞小PTA規約 規定	7



PTAとは

PTAとは「Parent-Teacher Association」の頭文字をとったものです。

その名の通り「保護者と先生の会」のことです。

会員は、その学校に在籍する児童の保護者と勤務する職員であり「会員相互の協力により児童の健全な育成を図ること」がPTAの目的です。

子どもたちが学校生活をより楽しく安全に過ごすためのサポートをしています。PTA会員のみなさん一人ひとりのお力が、子どもたちの健やかな成長の支えとなっています。

『できるときに できることを できる範囲で』の参加をお願いします。

活動方針

目標

「誇りを胸に 笑顔を繋ぐ 心の輪」
-耀く未来であるために-

活動方針

1 家庭教育力の強化を図る

- ・子どもと語り、ともに行動し、保護者としての自覚を高めるとともに、自らの責任を果たし、家庭教育の充実を図ります。
- ・家庭の果たすべき役割を見つめ直し、子どもに食生活をはじめとする基本的な生活習慣を身に付けられるように、家庭で守るべきルールづくりに取り組みます。
- ・子どもとのふれあいをより一層深め、心のよりどころとなる家庭環境をつくります。

2 学校支援を積極的に進める

- ・保護者と教職員がともに手を携え、子どもたちの健やかな成長を支えます。
- ・学校教育への理解を深め、学校教育活動への積極的な支援と参加を進めます。

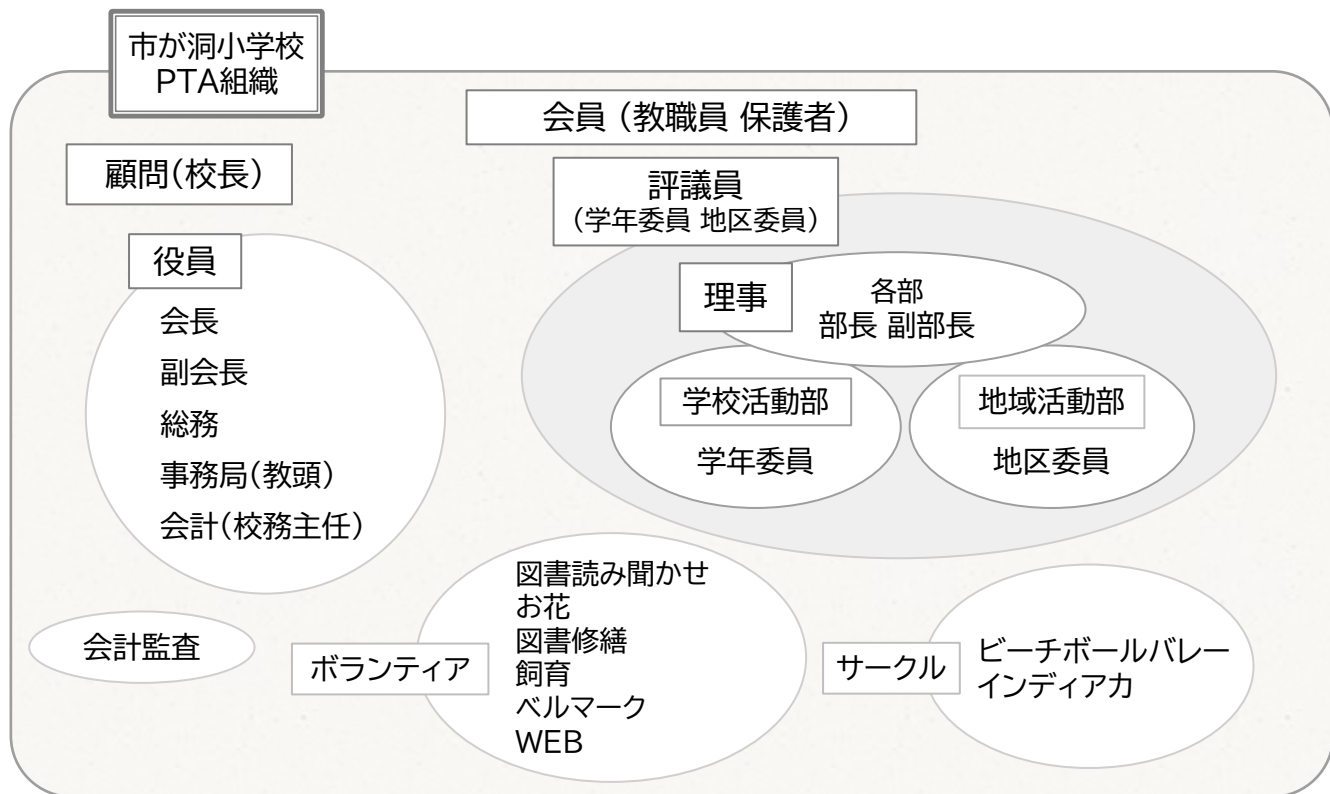
3 地域社会との緊密な連携を築く

- ・地域との緊密な連携・融合を積極的に図り、子どもにとって安心・安全な社会を築きます。
- ・子どもが豊かな体験活動をすることのできる社会環境を、地域とともに整えます。

(愛知県小中学校PTA連絡協議会の目標および活動方針より)

市が洞小PTA 組織と活動紹介

～できるときに できることを できる範囲で～



■ 各部の主な活動

役員会

- PTA活動がスムーズにできるように
学校 各部との連携/調整を行なっています
- ・PTAあいさつ運動の実施
 - ・学年委員選出会の開催
 - ・子ども110番の家とのパイプ役
 - ・通学路安全点検の実施
 - ・各部 ボランティア/サークル活動のサポート

地域活動部

- 安心安全な登下校のために
見守りや地域との連携を図っています
- ・見守り運動の企画/実施
 - ・通学路安全点検の実施(役員会と連動)
 - ・地区懇談会の開催



学校活動部

【リユース】

リユース展の開催を
しています
まだ使えるものを
使いたい人へ
リユースしています

【給食試食会】

給食試食会の開催を
しています
人気の企画です



【広報紙発行】

お子さんと共有できる
話題の発信や学校の様子を
お伝えします



【出前授業講座】

親子で学びを楽しんだり
保護者同士の交流と
学びの場づくりを
しています

■ PTAの各種会議

総会(集会)
評議員会
理事役員会
専門部会

定期総会は年1回、4月に開かれる。PTA会員全員が出席する。
原則年2回開かれる。理事と役員が出席する。
原則年2回開かれる。理事と役員が出席する。
必要に応じて開かれる。部長または係長が部員を招集する。

令和8年度 市が洞小学校PTA活動計画（案）

月	諸会議	学校活動部(20名)	地域活動部(29名)	学校関係	関係諸機関
4		組織作り リユース品回収(通年)	分団会 地区懇談会 春の全国交通安全運動	入学式 分団会 授業公開 PTA集会	
5				校区確認 運動会	市P連総会 教育対話集会
6	理事役員会 評議員会	広報紙取材活動			県P連総会 市P連第1回理事会 南中校区生推協 市P連第1回総務連絡会
7		リユース展	夏の交通安全県民運動 分団会	個人懇談会 分団会	県P連家庭教育委員会研修会
8					日本PTA全国研究大会 奈良大会
9		広報紙発行	秋の全国交通安全運動	授業公開	市P連総務研修会
10		給食試食会		野外教育活動	
11	理事役員会 評議員会		新年度地区委員選出 (~12月)	修学旅行 授業公開	市P連指導者研修会
12		リユース展 出前授業講座	年末交通安全県民運動 分団会	個人懇談会 分団会	市P連第2回総務連絡会
1	学年委員選出会		組織作り	授業公開	
2		リユース展	入学説明会	入学説明会 感謝の会	市P連第2回理事会 南中校区生推協
3	新旧理事役員会		分団会	分団会 卒業証書授与式	
4			地区懇談会	分団会 PTA集会	

各種PTA活動 ボランティア サークル 紹介のご案内

市が洞小PTAの父 母 祖父母 OB
どなたでも参加することができます。
ご参加 ご協力をお待ちしています。



■ 各種PTA活動

随時、どなたでも参加できる活動です。お気軽にご参加ください。
あいさつ運動では普段の学校の様子も見るすることができますよ♪

運動会のお手伝い

テントや備品の片付け
ゴミ拾いなど



いっちースマイルチャレンジ100%

学期ごと年3回実施のあいさつ運動
児童会役員や高学年の有志の子ども
たちと一緒に校門に立ち、登校する
子どもたちをあいさつで迎えます



■ ボランティア

各ボランティアが、それぞれのペースで楽しく活動しています。

図書読み聞かせ

いっちータイムや
朝の時間の読み聞かせ



図書修繕

図書室の本の修繕
図書室の環境整備
(季節ごとの飾りつけ)



ベルマーク

収集されたベルマークのカット
仕分け、点数集計
ベルマーク財団への送付
在宅ボランティアも
募集しています



お花

正門の周囲や校庭沿いの
花壇のお手入れと
花苗の買い出し
植え付けをします



飼育

学校で飼育しているモルモット
を学校の休業日(土日祝や
長期休暇)に自宅に連れ帰って
お世話をします



WEB

学校生活に役立つ情報をホーム
ページで発信中！
PTAページ『みんなのへや』の
制作 管理 運営とPTA各団体の
WEB活用のサポートをします



年度の初めに最初の募集をし、その後は随時募集しています♪体験 見学できます♪
各QRコードからお問い合わせください。

■ サークル

小学校の体育館で楽しく体を動かします♪

ビーチボールバレー

[活動日] 毎週土曜日 14:00～16:00

[活動場所] 市が洞小学校 体育館

ビニール製のボールを使って4人对4人でプレーします
毎回くじでチーム分けをしてみんなで楽しく汗をかいています



インディアカ

[活動日] 毎週金曜日 19:00～21:00

[活動場所] 市が洞小学校 体育館

バレーボールをゆるくしたようなスポーツです
4名1チームで羽のついた球をてのひらではじいて3回で相手コートへ打ち返します



年度の初めに最初の募集をし、その後は随時募集しています♪体験 見学できます♪
各QRコードからお問い合わせください。

■ 学校への登録をしなくても始められるボランティア♪

ウェブベルマーク

誰でもできる新しいベルマークボランティアです。
WEB上で登録すると、いつからでも、どなたでも始められます。

- ①「ウェブベルマーク」でHPを検索し、マイページの登録をします。
⇒支援する学校は『市が洞小学校』所属グループ名は『市小』です。
- ②ネットショッピング前にウェブベルマークHP(ログイン)を経由して、いつものショッピングサイトで、いつも通りにショッピングをするだけ♪
- ③自動で市が洞小学校のベルマーク口座にベルマークポイントがたまります。
「みんなのへや」にも詳しい登録方法などを掲載しているので、ご覧ください。



ちょいボラ

専門部やボランティアが、「ちょっと人手が欲しい」「今日だけ手伝ってほしい」という時に「みんなのへや」や学校から配信される「eメッセージ」を通して募集します。

ちょっとだけお手伝い、ちょいボラへのご参加お待ちしております♪

黄色いレシート キャンペーン

いつものお買物で、子どもたちの学校生活を快適にするお手伝い。
ご協力いただいた収益で、子どもたちのための備品を揃えています。

詳細については「みんなのへや」をご覧ください。

長久手市立市が洞小学校PTA規約

第1章 総則

(名称および事務局)

第1条 この会は、長久手市立市が洞小学校PTA(以下「本会」という)と称し、平成24年4月26日に設立。事務局を長久手市立市が洞小学校内(長久手市市が洞一丁目1203番地)に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の協力により、児童の健全な育成を図るとともに家庭 学校 社会教育の充実を期することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1.家庭と学校との緊密な連絡を図る。
- 2.児童の福祉増進と生活環境の改善を図る。
- 3.児童文化の向上と教育施設の改善を図る。
- 4.学年PTAを組織しその日常活動を強める。
- 5.会員相互の親睦と研修に努める。
- 6.その他児童の幸福と会の運営に必要な事業を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1.本会の会員は、本校児童の父母またはこれに代わる者と本校在職の教職員とする。
- 2.会員は、別に定める会費を納入するものとする。

第2章 役員 評議員 理事

(役員)

第5条 本会の役員は次のとおりとする。

会長	1名
副会長	1名
総務	4名
会計	1名(校務主任)
事務局長	1名(教頭)

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1.会長は、本会の代表となり一切の業務を統理し、会議の議長となる。
- 2.副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときは、その業務を代行する。
- 3.総務は、会長を補佐し、記録事務、出納経理等を処理する。
- 4.会計は、会費の出納経理を処理する。
- 5.事務局長は、本会の庶務事項を司り、外部機関および本校教職員との窓口を務める。

(役員を選出)

第7条 次期役員は、当年度役員と校長をもって役員選考委員会を構成し、会員の中から選出し総会の承認を受ける。

(評議員)

第8条 評議員は、地区委員および学年委員とする。地区委員 学年委員は、それぞれ地区 学年より互選されたものとする。

(理事)

第9条 理事は、評議員から選出された各専門部会の部長、副部長が務める。

(役員 評議員 理事の任期)

第10条 役員 評議員 理事の任期は次のとおりとする。

- 1.任期は1ヵ年とする。但し、再任を妨げない。
- 2.任期満了後も総会まで、その業務を行わなければならない。
- 3.欠員を生じた場合は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第3章 機関

(会議)

第11条 本会に次の機関を置く。

- 1.(1)総会 (2)評議員会 (3)理事役員会 (4)専門部会
- 2.総会 評議員会 理事役員会は会長が、専門部会は当該部長が、召集する。
- 3.議決は招集による、決議、書面議決(電磁的記録を含む)によるものとし、出席者もしくは、提出者の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長の裁決による。
- 4.特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設け委任することができる。

(総会)

第12条 総会は、本会の最高議決機関で全会員をもって構成され、定期総会と臨時総会とする。

- 1.定期総会は年1回とし、年度初めに開く。
- 2.臨時総会は、会長が必要と認めたとときに開くことができる

第13条 総会は次のことを行う。

- 1.前年度の活動報告 収支決算報告の承認。
- 2.本年度の活動方針と計画案 予算案の承認。
- 3.役員承認。
- 4.規約の改廃。
- 5.その他の重要事項

(評議員会)

第14条 評議員および役員をもって構成した機関により、次のことを行う。

- 1.本会の運営並びに活動方針の審議。
- 2.総会へ提案する議題の審議並びに決定。
- 3.専門部の活動計画の審議並びに連絡調整。
- 4.役員補充並びに地区委員 学年委員定数の決定。
- 5.その他の重要事項の緊急処理。

(理事役員会)

第15条 理事役員会は、理事以上の役員をもって構成し、次のことを行う。

- 1.総会 評議員会での決議事項および会の常務の執行。
- 2.総会および評議員会に提案する議案の作成。
- 3.その他緊急事項の処理。

(専門部会)

第16条 専門部会は、理事役員会の議決により設置でき、評議員はいずれかの専門部に所属しなければならない。

第4章 会計監査および顧問

(会計監査)

第17条 会計監査は、役員および評議員の他より2名を会長が委嘱し、会の経理を監査する。

(顧問)

第18条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事役員会で推薦されたものとし、会長の諮問に応じる。

第5章 会計

(経理)

第19条 本会の経費は、会費 助成金 寄付金およびその他の収入をもってあてる。

(会費)

第20条 会費は、年額1,200円(月額100円)とする。ただし第2子以下は、年額600円(月額50円)とする。

(年度)

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日より3月31日までとする。

第6章 規約の改正

第22条 本規約の改正は、招集による、決議、書面議決(電磁的記録を含む)によるものとし、出席者もしくは、提出者の過半数の賛成を得て改正することができる。

附則1 本規約は、平成24年4月26日より実施する。

附則2 本規約は、平成29年4月20日より実施する。

附則3 本規約は、令和3年4月22日より実施する。

附則4 本規約は、令和5年4月22日より実施する。

附則5 本規約は、令和6年4月26日より実施する。

長久手市立市が洞小学校PTA 個人情報取扱規則（案）

（目的）

第1条 長久手市立市が洞小学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

（取扱者）

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各部会部長とする。

（秘密保持義務）

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

（周知）

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

（利用）

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・委員・会計監査・会員・交通安全活動名簿の作成
- (4) 役員・委員選出、並びに推薦活動
- (5) 広報誌、ホームページへの掲載

（利用目的による制限）

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の

達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員・委員・会計監査・会員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附 則 本規則は、令和8年4月24日より施行する。

長久手市立市が洞小学校PTA弔慰規定

本会の弔慰規定を次のとおりとする。この規定は令和8年5月17日より実施する。

1 会員の死亡

- 香料 5,000円
- 供物 生花一基
- 会葬 会長、校長、担任

2 児童の死亡

- 香料 5,000円
- 供物 生花一基
- 会葬 会長、校長、担任

3 教職員

ア 本人の死亡

- 香料 5,000円
- 供物 生花一基
- 会葬 会長、校長

イ 家族の死亡(血族一親等尊族同居)

- 香料 5,000円
- 供物 生花一基
- 会葬 会長、校長

4 市内公職者(校医、歯科医、耳鼻科医、眼科医、薬剤師、学区区長)

ア 本人の死亡

- 香料 5,000円
- 供物 生花一基
- 会葬 会長、校長

イ 家族の死亡(実父母、同居の父母、子、配偶者)

- 香料 5,000円
- 会葬 会長、校長

5 児童の傷病見舞

- 見舞料 3,000円
- 見舞 会長、校長 ※2回目以降担任代行可
療養 2週間以上
長期療養 3ヵ月ごと
学校管理下の事故で、会長 校長が必要と認めたとき、ただちに見舞い等に行く。

6 教職員傷病見舞

- 見舞料 3,000円
- 見舞 会長、校長
療養 1か月以上

7 会員 教職員 公職者の災害見舞

- 必要に応じてこの都度協議する。

8 一切の返礼はしない。

9 特別な場合はその都度協議をする。

10 事務職員 用務員は教職員に準ずる。